

元最高裁長官も「違憲」

安保法案 政府説明を批判

元最高裁長官の山口繁氏（左）が三日、共同通信の取材に応じ、安全保障関連法案について「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた。政府、与党が一九五九年の砂川事件最高裁判決や七二年の政府見解を法案の合憲性根拠と説明していることに「論理的な矛盾があり、ナンセンスだ」と厳しく批判した。 閣連③面

「憲法の番人」である最高裁の元長官が、こうした意見を表明するのは初めて。高村正彦自民党副総裁は、憲法学者から法案が違憲と指摘され「憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではない」と強調したが、その元トップが違憲と明言したことは、波紋を広げそうだ。政府、与党は、砂川判決が「必要な自衛の措置」を認めていることを根拠に限定的な集団的自衛権の行使容認を導き出したが山口氏は当

時の時代背景を踏まえ「集団的自衛権を意識して判決が書かれたとは到底考えられない。憲法で集団的自衛権、個別的自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」と語った。七二年の政府見解は「必要な自衛の措置」を取り得るとする一方で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記。歴代政権も引き継いできた。政府、与党は、この見解を行使容認

の論拠としつつ、安全保障環境の変化を理由に結論部分を変えて百八十度転換した。山口氏はこの点について

「七二年見解の論理的枠組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするのは、相矛盾する解釈

の両立を認めるもの。七二年見解が誤りだったと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」と断じた。

安全保障関連法案について、共同通信と元最高裁長官の山口繁氏との一問一答は次の通り。

山口元最高裁長官 一問一答

安全保障関連法案をどう考えるか。

「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない。政府は許されないとの解釈で一貫してきた。従来の解釈が国民に支持され、九条の意味内容に含まれると意識されてきた。その事実は非常に重い。それを認めるなら、憲法を改正するのが正攻法だ」

「政府は憲法解釈変更には論理的整合性があるとしている。」

「一九七二年の政府見解で行使できるのは個別的自衛権に限られると言っている。自衛の措置は必要最小

限りの範囲に限られる、という七二年見解の論理的枠組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするのは、相矛盾する解釈の両立を認めるものだ。七二年見解が誤りだったと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」

「立憲主義や法治主義の観点から疑問を呈する声もある。」

「今回のように、これまで駄目だと言っていたものを解釈で変更してしまえば、なし崩しになっていく。立憲主義や法治主義の建前が揺らぎ、憲法や法律によって権力行使を抑制し

「解釈変更なら9条改正を」

安保法案をめぐる政府・与党の説明

1959年の砂川事件
最高裁判決

わが国の存立を全うするために必要なる自衛の措置を取り得る

政府・与党

安全な保障環境が変わったので、限定的な集団的自衛権行使は合憲

72年の政府見解

必要な自衛の措置を取ることが禁じているが、必要最小限度にとどまるべきで、**集団的自衛権の行使は許さない**

「立憲主義や法治主義 揺らぐ」

たり、恣意的な政治から国民を保護したりすることができなくなってしまう」

「砂川事件最高裁判決は法案が合憲だとする根拠になるのか。」

「旧日米安全保障条約を扱った事件だが、米国は旧条約で日本による集団的自衛権の行使を考えていなかった。集団的自衛権を意識して判決が書かれたとは到底考えられない。憲法で集団的自衛権、個別的自衛権の行使が認められるかを判断する必要もなかった」

「国会での論戦をどう見るか。」

「なぜ安保条約の改定の話を議論されてないのか疑問だ。今の条約では米国のみが集団的自衛権を行使する義務がある。（法案を成立させるなら）米国が攻撃を受けた場合にも、共同の

砂川事件最高裁判決 駐留米軍の合憲性が争われた砂川事件で、1959年12月に出された。「わが国が存立を全うするために必要な自衛のた

めの措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然」と指摘。「日米安保条約は高度の政治性を有するため、司法審査権の範囲外」との「統治行為論」を用いた判決として知られる。

1972年政府見解 政府が72年10月に示した見解。憲法9条について「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」とは到底解されない」とした。一方で、措置は「必要最小限度の範囲」ととどまるべきで、わが国への侵害に対処する場合に限られると説明。「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と結論付けた。

軍事行動に出るといふ趣旨の規定を設けないといけな。ただ条約改定となると、基地や日米地位協定なども絡み、大問題になるだろう」

宮崎元内閣法制局長官

「違憲 黙っていられない」

元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏は、(左)は三日、東京都内で講演し、安全保障関連法案について「集団的自衛権の行使容認は、憲法九条の下では無理という長年の政府見解に真向から反する。違憲の法案は廃案にするしかない」と訴えた。

宮崎氏は第一次安倍政権時代を含む二〇〇六―一〇年に長官を務めた。これまで国会の参考人質疑でも違憲性を指摘してきた。この日の集

会には法案に反対する市民団体などが開催。宮崎氏は元長官として発言する心境を「長く政府の側にいたので盾突くのは後ろめたいし、どきどきするが、やっぱり黙っていられない」と話した。法案に関しては「恣意的な武力行使を可能にし、なかなか歯止めがかからない」と指摘。「解釈と違い、法律として焼き付けられれば元に戻らなくなる。大変な事態だ」と危機感をにじませた。